

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年12月13日提出
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇治原 潔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】	DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型） DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型） DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】	継続募集額 各ファンドにつき以下を上限とします。 DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型） 5,000億円 DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型） 5,000億円 DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型） 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年5月21日をもって提出した有価証券届出書（平成25年11月21日をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み、以下「原届出書」ということがあります）の記載事項を、重大な約款変更の予定にともない新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出します。

【訂正の内容】

第一部【証券情報】

(12)【その他】

原届出書「第一部 証券情報」「(12)その他」について、以下の通り記載内容を訂正いたします。

- 当ファンドは確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、受益権の取得申込みの勧誘は、資産管理機関および国民年金基金連合会（国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関も含まれます）に対してのみ行われます。
ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。
- 「DCニッセイワールドセレクトファンド 債券重視型/標準型/株式重視型」につきまして、以下の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

1. 予定している信託約款の変更内容

<p>当ファンドの仕組みをファンド・オブ・ファンズ方式¹から、ファミリーファンド方式²へ変更し、投資対象³を変更 運用方針である国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行うこと、また実質的に投資する資産（国内株式、国内債券、外国株式および外国債券）への投資比率に変更はありません。 購入・換金の際に適用される基準価額を、購入・換金申込受付日の翌々営業日から翌営業日へ変更 換金代金の支払開始日を、換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から5営業日目へと短縮する変更 実質的な運用管理費用（信託報酬）の料率（年率）を引下げ</p>

- ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの投資対象を投資信託証券とする仕組みです。
- ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。
- 変更前および変更後の投資対象は、以下の「信託約款の主な変更点」をご覧ください。

信託約款の主な変更点

	信託約款変更後 (平成26年3月7日)	変更前
ファンドの仕組み	ファミリーファンド方式	ファンド・オブ・ファンズ方式
投資対象	<ul style="list-style-type: none"> ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド 	<ul style="list-style-type: none"> ニッセイ国内株式インデックスSA（適格機関投資家限定） ニッセイ国内債券インデックスSA（適格機関投資家限定） ステート・ストリート外国株式インデックス・ファンド ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンド
購入・換金の際に適用される基準価額	購入・換金申込受付日の翌営業日	購入・換金申込受付日の翌々営業日
換金代金の支払開始日	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目

運用管理費用(信託報酬)の料率(年率)	ファンドによって異なり、以下の通りです。	0.12075% ¹ (税抜0.115%) なお、実質的な料率 ² は以下の通りです。
債券重視型	0.1890% ³ (税抜0.18%)	0.3701% ⁴ (税抜0.3525%)程度
標準型	0.2100% ³ (税抜0.20%)	0.3885% ⁴ (税抜0.3700%)程度
株式重視型	0.2310% ³ (税抜0.22%)	0.4069% ⁴ (税抜0.3875%)程度

- 消費税率が8%になった場合は、年率0.1242%となります。
- 「実質的な料率」とは、投資対象とする各投資信託証券の信託報酬率を含めたものです。なお、これらは目安であり、投資対象とするステート・ストリート外国株式インデックス・ファンドの信託報酬率は当該ファンドの純資産総額に応じて変動することおよび各投資信託証券への投資比率が変動することにより、実質的な料率は変動します。
- 消費税率が8%になった場合、債券重視型は年率0.1944%、標準型は年率0.2160%、株式重視型は年率0.2376%となります。
- 消費税率が8%になった場合、債券重視型は年率0.3807%程度、標準型は年率0.3996%程度、株式重視型は年率0.4185%程度となります。

なお、信託約款が変更される場合、監査費用の料率(年率)を平成26年2月22日より、以下の通り引下げる予定です(当該変更は、信託約款の変更ではありません)。

純資産総額	変更後 (平成26年2月22日)	変更前
100億円超の部分	0.00210% (税抜0.002%)	0.0021% (税抜0.002%)
50億円超100億円以下の部分	0.00525% (税抜0.005%)	0.0063% (税抜0.006%)
10億円超50億円以下の部分	0.00735% (税抜0.007%)	0.0105% (税抜0.010%)
10億円以下の部分	0.04200% (税抜0.040%)	0.0735% (税抜0.070%)

消費税率が8%になった場合は、以下の通りとなります。

純資産総額	変更後 (平成26年2月22日)	変更前
100億円超の部分	0.00216% (税抜0.002%)	0.00216% (税抜0.002%)
50億円超100億円以下の部分	0.00540% (税抜0.005%)	0.00648% (税抜0.006%)
10億円超50億円以下の部分	0.00756% (税抜0.007%)	0.01080% (税抜0.010%)
10億円以下の部分	0.04320% (税抜0.040%)	0.07560% (税抜0.070%)

2. 信託約款の変更理由

当ファンドの実質的な運用管理費用(信託報酬)を引下げるため、ファンド・オブ・ファンズ方式からファミリーファンド方式へ変更いたします。これにより、ファンドの利便性が向上することから、信託約款において所要の変更をさせていただきたく存じます。

3. 信託約款変更の主な手続き(異議申立て)および日程

公告日	平成25年12月17日
異議申立期間	平成25年12月17日から平成26年1月17日まで
信託約款変更日(予定)	平成26年1月21日
信託約款変更の効力発生日(予定)	平成26年3月7日

公告日(平成25年12月17日)現在の各ファンドの受益者は、異議申立期間中にニッセイアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます)に対し書面により、この信託約款変更に関する異議を申し立てることができます。

信託約款の変更は、各ファンド毎に異議を申し立てた受益者の受益権の合計口数が平成25年12月17日現在(平成25年12月12日の購入申込み分を含みます)の各ファンド毎の受益権総口数の2分の1を超えないときに行います(2分の1を超えた場合は、信託約款の変更は行いません)。信託約款の変更可否の結果は、異議申立期間終了日の翌営業日以降、委託会社のホームページ「電子公告・広告・関連報道」にてお知らせいたします。

信託約款が変更される場合、その変更の効力が発生するのは平成26年3月7日となります。

追加型証券投資信託「DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）」

投資信託約款変更新旧対照表

*下線は変更部分を示します。

新	旧
<p>運用の基本方針</p> <p>投資信託約款第24条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、主として親投資信託の受益証券を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>下記の親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド</u></p> <p>なお、直接、株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>上記の親投資信託の受益証券</u>を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。</p> <p>② 各親投資信託への投資比率（基準ポートフォリオ）は、以下を基本とします。</p> <p><u>ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド</u> … 20%</p> <p><u>ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド</u> … 45%</p> <p><u>ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド</u> … 10%</p> <p><u>ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド</u> … 20%</p> <p>短期金融資産 … 5%</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>投資信託約款第23条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。</p> <p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>下記の主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。</p> <p>追加型証券投資信託 <u>ニッセイ国内株式インデックスSA（適格機関投資家限定）</u></p> <p>追加型証券投資信託 <u>ニッセイ国内債券インデックスSA（適格機関投資家限定）</u></p> <p>追加型証券投資信託 <u>ステート・ストリート外国株式インデックス・ファンド</u></p> <p>追加型証券投資信託 <u>ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンド</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>主として有価証券に投資する投資信託証券</u>を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。</p> <p>② 各投資信託証券への投資比率（基準ポートフォリオ）は、以下を基本とします。</p> <p>追加型証券投資信託 <u>ニッセイ国内株式インデックスSA（適格機関投資家限定）</u> … 20%</p> <p>追加型証券投資信託 <u>ニッセイ国内債券インデックスSA（適格機関投資家限定）</u> … 45%</p> <p>追加型証券投資信託 <u>ステート・ストリート外国株式インデックス・ファンド</u> … 10%</p> <p>追加型証券投資信託 <u>ステート・ストリート外国</u></p>

新	旧
<p>③～④ (略)</p>	<p>債券インデックス・ファン ド … 20% 短期金融資産 … 5% ③～④ (略)</p>
<p>(3) 投資制限</p> <p>① <u>株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の45%以下とします。</u></p> <p>② <u>外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の45%以下とします。</u></p> <p>③ <u>外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。</u></p> <p>④ <u>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。</u></p> <p>⑤ <u>投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</u></p> <p>⑥ <u>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</u></p> <p>⑦ <u>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</u></p> <p>⑧ <u>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</u></p>	<p>(3) 投資制限</p> <p>① <u>投資信託証券への投資割合に制限を設けません。</u></p> <p>② <u>同一銘柄の投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。</u></p> <p>③ <u>株式への直接投資は行いません。</u></p> <p>④ <u>外貨建資産への直接投資は行いません。</u></p> <p>⑤ <u>デリバティブの直接利用は行いません。</u></p>
<p>追加型証券投資信託 DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型） 約 款</p>	<p>追加型証券投資信託 DCニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型） 約 款</p>
<p>(信託事務の委託)</p> <p>第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の許可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と投資信託契約を締結し、これを委託することができま</p>	<p>(信託事務の委託)</p> <p>第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の許可を受けた一の金融機関と投資信託契約を締結し、これを委託することができます。</p>

新	旧
<p>す。</p> <p><u>② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。</u></p> <p>（信託期間） 第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第57条第1項、第58条第1項、第59条第1項、または第61条第2項の規定による信託終了日または投資信託契約解約の日までとします。</p> <p>（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法） 第9条（略） ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第34条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、<u>外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））</u>、<u>預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</u> ③ <u>第36条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。</u></p> <p>（受益権の申込単位、価額および手数料等） 第13条（略） ②（略） ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第3条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。 ④ 前項の手数料の額は取得申込日の翌営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。 ⑤ 別に定めるDCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が、第53条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第47条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。 ⑥（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（信託期間） 第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項、または第49条第2項の規定による信託終了日または投資信託契約解約の日までとします。</p> <p>（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法） 第9条（略） ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。</p> <p>（新設）</p> <p>（受益権の申込単位、価額および手数料等） 第13条（略） ②（略） ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第3条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。 ④ 前項の手数料の額は取得申込日の翌々営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。 ⑤ 別に定めるDCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が、第42条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。 ⑥（略）</p>

新	旧
<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。) <ol style="list-style-type: none"> 有価証券 <u>デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条、第30条および第31条に定めるものに限ります。)</u> 金銭債権(イ及び三に掲げるものに該当するものを除きます。) 約束手形(イに掲げるものを除きます。) 次に掲げる特定資産以外の資産 <ol style="list-style-type: none"> 為替手形 	<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。) <ol style="list-style-type: none"> 有価証券 (新設) 金銭債権(イ及び六に掲げるものに該当するものを除きます。) 約束手形(イに掲げるものを除きます。) 次に掲げる特定資産以外の資産 <ol style="list-style-type: none"> 為替手形
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託(以下、「マザーファンド」といいます。)</u>の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 株券または新株引受権証書 国債証券 地方債証券 特別の法律により法人の発行する債券 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。) コマーシャル・ペーパー 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))およ 	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主として別に定める運用の基本方針において投資対象とする投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。))のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。</p> <ol style="list-style-type: none"> コマーシャルペーパーおよび短期社債等 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。) なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

新	旧
<p><u>び新株予約権証券</u></p> <p><u>12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの</u></p> <p><u>13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）</u></p> <p><u>17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書</u></p> <p><u>19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</u></p> <p><u>20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの</u></p> <p><u>22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの</u></p> <p><u>なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</u></p>	
<p>② (略)</p>	<p>② (略)</p>
<p>1. ～4. (略)</p>	<p>1. ～4. (略)</p>
<p><u>5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの</u></p> <p><u>6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>③ (略)</p>	<p>③ (略)</p>
<p><u>④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の45を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の45を超えることとなった場合には、速やかに</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>これを調整します。</u></p> <p>⑤ <u>委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p>	(新設)
<p>⑥ <u>委託者は、投資信託財産（上場投資信託証券等を除きます。）に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p>	(新設)
<p>⑦ <u>委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の45を超えることとなる指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の45を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。</u></p>	(新設)
<p>⑧ <u>前4項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券、当該新株予約権証券、当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）および当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u></p>	(新設)
<p><u>（受託者の自己または利害関係人等との取引）</u></p> <p>第23条 <u>受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第37条において同じ。）、第37条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第21条および第22条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関係法令に反しない限り行うことができます。</u></p> <p>② <u>前項の取扱いは、第28条から第32条まで、第36条、第42条、第43条における委託者の指図による取引についても同様とします。</u></p>	(新設)

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p><u>第24条</u> 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。</p> <p>(削除)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p><u>第23条</u> 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。</p> <p>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)</p> <p><u>第24条</u> 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。</p>
<p>(投資する株式等の範囲)</p> <p><u>第25条</u> 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(同一銘柄の株式等への投資制限)</p> <p><u>第26条</u> 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(同一銘柄の転換社債等への投資制限)</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>第27条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をさせん。</p> <p>② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>（信用取引の指図範囲）</p> <p>第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。</p> <p>② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。</p> <p>（先物取引等の運用指図）</p> <p>第29条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p><u>（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）</u></p> <p>第30条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</p> <p>② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとしま</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>す。</p> <p><u>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</u></p> <p>第31条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(有価証券の貸付の指図および範囲)</u></p> <p>第32条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。</p> <p>1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。</p> <p>2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。</p> <p>② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(有価証券の空売りの指図範囲)</u></p> <p>第33条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または第34条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。</p> <p>② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>③ <u>投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。</u></p> <p>(有価証券の借入れ) 第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、<u>有価証券の借入れの指図をすることができます。</u>なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。</p> <p>② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。</p> <p>④ (略)</p> <p>(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限) 第35条 <u>外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</u></p> <p>(外国為替予約取引の指図および範囲) 第36条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、<u>外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>② <u>前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。</u></p> <p>③ <u>前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。</u></p> <p>(信託業務の委託等) 第37条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含み</p>	<p>(公社債の借入れ) 第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、<u>公社債の借入れの指図をすることができます。</u>なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。</p> <p>② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。</p> <p>④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(信託業務の委託等) 第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融</p>

新	旧
<p>ます。)を委託先として選定します。</p> <p>1. ～4. (略) ②～③ (略)</p> <p>(投資信託証券等の保管) 第38条 (略)</p> <p>(混蔵寄託) 第39条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された<u>譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパー</u>は、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。</p> <p>(一括登録) 第40条 (略)</p> <p>(投資信託財産の登記等および記載等の留保等) 第41条 (略) ②～④ (略)</p> <p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図) 第42条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの<u>受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図</u>ができます。</p> <p>(再投資の指図) 第43条 委託者は、前条の規定による<u>一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図</u>ができます。</p> <p>(資金の借入れ) 第44条 (略) ②～④ (略)</p> <p>(損益の帰属) 第45条 (略)</p>	<p><u>機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）</u>を含みます。)を委託先として選定します。</p> <p>1. ～4. (略) ②～③ (略)</p> <p>(投資信託証券等の保管) 第27条 (略)</p> <p>(混蔵寄託) 第28条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。</p> <p>(一括登録) 第29条 (略)</p> <p>(投資信託財産の登記等および記載等の留保等) 第30条 (略) ②～④ (略)</p> <p>(有価証券売却等の指図) 第31条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p> <p>(再投資の指図) 第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p> <p>(資金の借入れ) 第33条 (略) ②～④ (略)</p> <p>(損益の帰属) 第34条 (略)</p>

新	旧
<p>（受託者による資金の立替え）</p> <p>第46条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。</p> <p>② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>③ (略)</p> <p>（信託の計算期間）</p> <p>第47条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>（投資信託財産に関する報告）</p> <p>第48条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>（信託事務の諸費用および会計監査費用）</p> <p>第49条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>（信託報酬等の総額および支弁の方法）</p> <p>第50条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第47条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の18の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>（収益の分配方式）</p> <p>第51条 (略)</p> <p>1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。</p> <p>2. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）</p>	<p>（受託者による資金の立替え）</p> <p>第35条 投資信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。</p> <p>② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>③ (略)</p> <p>（信託の計算期間）</p> <p>第36条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>（投資信託財産に関する報告）</p> <p>第37条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>（信託事務の諸費用および会計監査費用）</p> <p>第38条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>（信託報酬等の総額および支弁の方法）</p> <p>第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の11.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>（収益の分配方式）</p> <p>第40条 (略)</p> <p>1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。</p> <p>2. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）</p>

新	旧
<p>第52条 受託者は、収益分配金については第53条第1項に規定する支払開始日および第53条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第53条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第53条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>②（略）</p>	<p>第41条 受託者は、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日および第42条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>②（略）</p>
<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）</p> <p>第53条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第54条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p> <p>②～③（略）</p> <p>④ 一部解約金は、第55条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥（略）</p>	<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）</p> <p>第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第43条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p> <p>②～③（略）</p> <p>④ 一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥（略）</p>
<p>（収益分配金および償還金の時効）</p> <p>第54条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>（一部解約）</p> <p>第55条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>④～⑥（略）</p> <p>（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）</p>	<p>（収益分配金および償還金の時効）</p> <p>第43条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>（一部解約）</p> <p>第44条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。</p> <p>④～⑥（略）</p> <p>（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）</p>

新	旧
<p><u>第56条</u> (略)</p> <p>(投資信託契約の解約)</p> <p><u>第57条</u> (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(投資信託契約に関する監督官庁の命令)</p> <p><u>第58条</u> (略)</p> <p>② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、<u>第62条</u>の規定にしたがいます。</p> <p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い)</p> <p><u>第59条</u> (略)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、<u>第62条</u>第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p> <p>(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)</p> <p><u>第60条</u> (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)</p> <p><u>第61条</u> 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、<u>第62条</u>の規定にしたがい、新受託者を選任します。</p> <p>② (略)</p> <p>(投資信託約款の変更)</p> <p><u>第62条</u> (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p><u>第63条</u> <u>第57条</u>に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、<u>第57条</u>第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>② (略)</p> <p>(公告)</p>	<p><u>第44条の2</u> (略)</p> <p>(投資信託契約の解約)</p> <p><u>第45条</u> (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(投資信託契約に関する監督官庁の命令)</p> <p><u>第46条</u> (略)</p> <p>② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、<u>第50条</u>の規定にしたがいます。</p> <p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い)</p> <p><u>第47条</u> (略)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、<u>第50条</u>第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p> <p>(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)</p> <p><u>第48条</u> (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)</p> <p><u>第49条</u> 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、<u>第50条</u>の規定にしたがい、新受託者を選任します。</p> <p>② (略)</p> <p>(投資信託約款の変更)</p> <p><u>第50条</u> (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p><u>第51条</u> <u>第45条</u>に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、<u>第45条</u>第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>② (略)</p> <p>(公告)</p>

新	旧
<p>第64条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(投資信託約款に関する疑義の取扱い)</p> <p>第65条 (略)</p>	<p>第52条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(投資信託約款に関する疑義の取扱い)</p> <p>第53条 (略)</p>
<p>附則第2条 第53条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p>	<p>附則第2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p>
<p>附則第3条 第31条に規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</p> <p>② 第31条に規定する「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</u></p> <p>附則第4条 （略）</p> <p><u>1. 別に定める親投資信託</u> <u>投資信託約款第22条第1項の「別に定める親投資信託」とは次のものをいいます。</u></p> <p><u>ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド</u> <u>ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド</u> <u>ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド</u> <u>ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド</u></p>	<p>附則第3条 （略）</p> <p>（新設）</p>

追加型証券投資信託「DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型）」

投資信託約款変更新旧対照表

*下線は変更部分を示します。

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
<p>投資信託約款第24条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、主として親投資信託の受益証券を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。</p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 下記の親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。 親投資信託 <u>ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド</u> 親投資信託 <u>ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド</u> 親投資信託 <u>ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド</u> 親投資信託 <u>ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド</u> なお、直接、株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p>(2) 投資態度 ① <u>上記の親投資信託の受益証券</u>を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。 ② 各親投資信託への投資比率（基準ポートフォリオ）は、以下を基本とします。 <u>ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド</u> … 30% <u>ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド</u> … 30% <u>ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド</u> … 20% <u>ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド</u> … 15% 短期金融資産 … 5%</p>	<p>投資信託約款第23条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。</p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 下記の主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。 追加型証券投資信託 <u>ニッセイ国内株式インデックス SA（適格機関投資家限定）</u> 追加型証券投資信託 <u>ニッセイ国内債券インデックス SA（適格機関投資家限定）</u> 追加型証券投資信託 <u>ステート・ストリート外国株式インデックス・ファンド</u> 追加型証券投資信託 <u>ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンド</u></p> <p>(2) 投資態度 ① 主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。 ② 各投資信託証券への投資比率（基準ポートフォリオ）は、以下を基本とします。 追加型証券投資信託 <u>ニッセイ国内株式インデックス SA（適格機関投資家限定）</u> … 30% 追加型証券投資信託 <u>ニッセイ国内債券インデックス SA（適格機関投資家限定）</u> … 30% 追加型証券投資信託 <u>ステート・ストリート外国株式インデックス・ファンド</u> … 20% 追加型証券投資信託 <u>ステート・ストリート外国</u></p>

新	旧
<p>③～④ (略)</p>	<p>債券インデックス・ファン ド … 15% 短期金融資産 … 5%</p> <p>③～④ (略)</p>
<p>(3) 投資制限</p> <p>① <u>株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の65%以下とします。</u></p> <p>② <u>外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。</u></p> <p>③ <u>外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。</u></p> <p>④ <u>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。</u></p> <p>⑤ <u>投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</u></p> <p>⑥ <u>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</u></p> <p>⑦ <u>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</u></p> <p>⑧ <u>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</u></p> <p>追加型証券投資信託 DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型） 約 款</p>	<p>(3) 投資制限</p> <p>① <u>投資信託証券への投資割合に制限を設けません。</u></p> <p>② <u>同一銘柄の投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。</u></p> <p>③ <u>株式への直接投資は行いません。</u></p> <p>④ <u>外貨建資産への直接投資は行いません。</u></p> <p>⑤ <u>デリバティブの直接利用は行いません。</u></p> <p>追加型証券投資信託 DCニッセイワールドセレクトファンド（標準型） 約 款</p>
<p>(信託事務の委託)</p> <p>第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の許可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と投資信託契約を締結し、これを委託することができます。</p>	<p>(信託事務の委託)</p> <p>第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の許可を受けた一の金融機関と投資信託契約を締結し、これを委託することができます。</p>

新	旧
<p>す。</p> <p>② <u>前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。</u></p> <p>（信託期間） 第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第57条第1項、第58条第1項、第59条第1項、または第61条第2項の規定による信託終了日または投資信託契約解約の日までとします。</p> <p>（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法） 第9条（略）</p> <p>② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第34条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、<u>外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</u></p> <p>③ <u>第36条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。</u></p> <p>（受益権の申込単位、価額および手数料等） 第13条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第3条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。</p> <p>④ 前項の手数料の額は取得申込日の翌営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。</p> <p>⑤ 別に定めるDCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が、第53条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第47条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑥（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（信託期間） 第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項、または第49条第2項の規定による信託終了日または投資信託契約解約の日までとします。</p> <p>（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法） 第9条（略）</p> <p>② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。</p> <p>（新設）</p> <p>（受益権の申込単位、価額および手数料等） 第13条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第3条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。</p> <p>④ 前項の手数料の額は取得申込日の翌々営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。</p> <p>⑤ 別に定めるDCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が、第42条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑥（略）</p>

新	旧
<p>（投資の対象とする資産の種類）</p> <p>第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） <ol style="list-style-type: none"> 有価証券 <u>デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条、第30条および第31条に定めるものに限りません。）</u> 金銭債権（イ及び三に掲げるものに該当するものを除きます。） 約束手形（イに掲げるものを除きます。） 次に掲げる特定資産以外の資産 <ol style="list-style-type: none"> 為替手形 	<p>（投資の対象とする資産の種類）</p> <p>第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。） <ol style="list-style-type: none"> 有価証券 (新設) 金銭債権（イ及び六に掲げるものに該当するものを除きます。） 約束手形（イに掲げるものを除きます。） 次に掲げる特定資産以外の資産 <ol style="list-style-type: none"> 為替手形
<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 株券または新株引受権証書 国債証券 地方債証券 特別の法律により法人の発行する債券 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。） 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。） 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。） 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。） コマーシャル・ペーパー 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）およ 	<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主として別に定める運用の基本方針において投資対象とする投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。</p> <ol style="list-style-type: none"> コマーシャルペーパーおよび短期社債等 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。） 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。） なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

新	旧
<p><u>び新株予約権証券</u></p> <p><u>12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの</u></p> <p><u>13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）</u></p> <p><u>17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書</u></p> <p><u>19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</u></p> <p><u>20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの</u></p> <p><u>22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの</u></p> <p><u>なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</u></p>	
<p>② （略）</p>	<p>② （略）</p>
<p>1. ～4. （略）</p>	<p>1. ～4. （略）</p>
<p><u>5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>③ （略）</p>	<p>③ （略）</p>
<p><u>④ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の65を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の65を超えることとなった場合には、速やかに</u></p>	<p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>これを調整します。</u></p> <p>⑤ <u>委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p> <p>⑥ <u>委託者は、投資信託財産（上場投資信託証券等を除きます。）に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p> <p>⑦ <u>委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。</u></p> <p>⑧ <u>前4項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券、当該新株予約権証券、当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）および当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>(受託者の自己または利害関係人等との取引)</u></p> <p>第23条 <u>受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第37条において同じ。）、第37条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第21条および第22条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関係法令に反しない限り行うことができます。</u></p> <p>② <u>前項の取扱いは、第28条から第32条まで、第36条、第42条、第43条における委託者の指図による取引についても同様とします。</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>(運用の基本方針)</p> <p><u>第24条</u> 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。</p> <p>(削除)</p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p><u>第23条</u> 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。</p> <p>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)</p> <p><u>第24条</u> 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。</p>
<p>(投資する株式等の範囲)</p> <p><u>第25条</u> 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(同一銘柄の株式等への投資制限)</p> <p><u>第26条</u> 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(同一銘柄の転換社債等への投資制限)</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>第27条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p><u>（信用取引の指図範囲）</u></p> <p>第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。</p> <p>② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。</p> <p><u>（先物取引等の運用指図）</u></p> <p>第29条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）</p> <p>第30条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</p> <p>② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとしま</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>す。</p> <p><u>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</u></p> <p>第31条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(有価証券の貸付の指図および範囲)</u></p> <p>第32条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。</p> <p>1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。</p> <p>2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。</p> <p>② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(有価証券の空売りの指図範囲)</u></p> <p>第33条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または第34条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。</p> <p>② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>③ <u>投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。</u></p>	
<p>（有価証券の借入れ）</p>	<p>（公社債の借入れ）</p>
<p>第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、<u>有価証券の借入れの指図をすることができます。</u>なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。</p>	<p>第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、<u>公社債の借入れの指図をすることができます。</u>なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。</p>
<p>② 前項の指図は、当該借入れにかかる<u>有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内と</u>します。</p>	<p>② 前項の指図は、当該借入れにかかる<u>公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内と</u>します。</p>
<p>③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる<u>有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。</u></p>	<p>③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる<u>公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。</u></p>
<p>④ （略）</p>	<p>④ （略）</p>
<p>（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第35条 <u>外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</u></p>	
<p>（外国為替予約取引の指図および範囲）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第36条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、<u>外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p>	
<p>② 前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる<u>為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。</u></p>	
<p>③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、<u>委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。</u></p>	
<p>（信託業務の委託等）</p>	<p>（信託業務の委託等）</p>
<p>第37条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含み</p>	<p>第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融</p>

新	旧
<p>ます。)を委託先として選定します。</p> <p>1. ～4. (略) ②～③ (略)</p> <p>(投資信託証券等の保管) 第38条 (略)</p> <p>(混蔵寄託) 第39条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された<u>譲渡性預金証書</u>または<u>コマーシャル・ペーパー</u>は、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。</p> <p>(一括登録) 第40条 (略)</p> <p>(投資信託財産の登記等および記載等の留保等) 第41条 (略) ②～④ (略)</p> <p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図) 第42条 委託者は、投資信託財産に属する<u>マザーファンドの受益証券</u>にかかる<u>投資信託契約の一部解約の請求</u>ならびに<u>投資信託財産に属する有価証券の売却</u>等の指図ができます。</p> <p>(再投資の指図) 第43条 委託者は、前条の規定による<u>一部解約代金</u>および<u>売却代金</u>、<u>有価証券にかかる償還金等</u>、<u>株式の清算分配金</u>、<u>有価証券等にかかる利子等</u>、<u>株式の配当金</u>およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p> <p>(資金の借入れ) 第44条 (略) ②～④ (略)</p> <p>(損益の帰属) 第45条 (略)</p>	<p><u>機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人</u>をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。</p> <p>1. ～4. (略) ②～③ (略)</p> <p>(投資信託証券等の保管) 第27条 (略)</p> <p>(混蔵寄託) 第28条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された<u>コマーシャル・ペーパー</u>は、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。</p> <p>(一括登録) 第29条 (略)</p> <p>(投資信託財産の登記等および記載等の留保等) 第30条 (略) ②～④ (略)</p> <p>(有価証券売却等の指図) 第31条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p> <p>(再投資の指図) 第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p> <p>(資金の借入れ) 第33条 (略) ②～④ (略)</p> <p>(損益の帰属) 第34条 (略)</p>

新	旧
<p>（受託者による資金の立替え） 第46条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。</p> <p>② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>③ （略）</p> <p>（信託の計算期間） 第47条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（投資信託財産に関する報告） 第48条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（信託事務の諸費用および会計監査費用） 第49条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（信託報酬等の総額および支弁の方法） 第50条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第47条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の20の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ （略）</p> <p>（収益の分配方式） 第51条 （略）</p> <p>1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。</p> <p>2. （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）</p>	<p>（受託者による資金の立替え） 第35条 投資信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。</p> <p>② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>③ （略）</p> <p>（信託の計算期間） 第36条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（投資信託財産に関する報告） 第37条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（信託事務の諸費用および会計監査費用） 第38条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（信託報酬等の総額および支弁の方法） 第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の11.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ （略）</p> <p>（収益の分配方式） 第40条 （略）</p> <p>1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。</p> <p>2. （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）</p>

新	旧
<p>第52条 受託者は、収益分配金については第53条第1項に規定する支払開始日および第53条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第53条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第53条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>②（略）</p>	<p>第41条 受託者は、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日および第42条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>②（略）</p>
<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）</p> <p>第53条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第54条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p> <p>②～③（略）</p> <p>④ 一部解約金は、第55条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥（略）</p>	<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）</p> <p>第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第43条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p> <p>②～③（略）</p> <p>④ 一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥（略）</p>
<p>（収益分配金および償還金の時効）</p> <p>第54条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>（一部解約）</p> <p>第55条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>④～⑥（略）</p>	<p>（収益分配金および償還金の時効）</p> <p>第43条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>（一部解約）</p> <p>第44条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。</p> <p>④～⑥（略）</p>
<p>（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）</p>	<p>（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）</p>

新	旧
<p><u>第56条</u> (略)</p> <p>(投資信託契約の解約)</p> <p><u>第57条</u> (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(投資信託契約に関する監督官庁の命令)</p> <p><u>第58条</u> (略)</p> <p>② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、<u>第62条</u>の規定にしたがいます。</p> <p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い)</p> <p><u>第59条</u> (略)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、<u>第62条</u>第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p> <p>(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)</p> <p><u>第60条</u> (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)</p> <p><u>第61条</u> 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、<u>第62条</u>の規定にしたがい、新受託者を選任します。</p> <p>② (略)</p> <p>(投資信託約款の変更)</p> <p><u>第62条</u> (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p><u>第63条</u> <u>第57条</u>に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、<u>第57条</u>第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>② (略)</p> <p>(公告)</p>	<p><u>第44条の2</u> (略)</p> <p>(投資信託契約の解約)</p> <p><u>第45条</u> (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(投資信託契約に関する監督官庁の命令)</p> <p><u>第46条</u> (略)</p> <p>② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、<u>第50条</u>の規定にしたがいます。</p> <p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い)</p> <p><u>第47条</u> (略)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、<u>第50条</u>第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p> <p>(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)</p> <p><u>第48条</u> (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)</p> <p><u>第49条</u> 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、<u>第50条</u>の規定にしたがい、新受託者を選任します。</p> <p>② (略)</p> <p>(投資信託約款の変更)</p> <p><u>第50条</u> (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p><u>第51条</u> <u>第45条</u>に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、<u>第45条</u>第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>② (略)</p> <p>(公告)</p>

新	旧
<p>第64条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(投資信託約款に関する疑義の取扱い)</p> <p>第65条 (略)</p>	<p>第52条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(投資信託約款に関する疑義の取扱い)</p> <p>第53条 (略)</p>
<p>附則第2条 第53条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p>	<p>附則第2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p>
<p>附則第3条 第31条に規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</p> <p>② 第31条に規定する「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</u></p> <p>附則第4条 (略)</p> <p>1. 別に定める親投資信託 <u>投資信託約款第22条第1項の「別に定める親投資信託」とは次のものをいいます。</u> <u>ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド</u> <u>ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド</u> <u>ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド</u> <u>ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド</u></p>	<p>附則第3条 (略)</p> <p>(新設)</p>

追加型証券投資信託「DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）」

投資信託約款変更新旧対照表

*下線は変更部分を示します。

新	旧
運 用 の 基 本 方 針	運 用 の 基 本 方 針
<p>投資信託約款第24条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、主として親投資信託の受益証券を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。</p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 下記の親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。 親投資信託 <u>ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド</u> 親投資信託 <u>ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド</u> 親投資信託 <u>ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド</u> 親投資信託 <u>ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド</u> なお、<u>直接、株式、公社債等に投資を行う場合があります。</u></p> <p>(2) 投資態度 ① <u>上記の親投資信託の受益証券を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。</u> ② <u>各親投資信託への投資比率（基準ポートフォリオ）は、以下を基本とします。</u> <u>ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド</u> … 40% <u>ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド</u> … 15% <u>ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド</u> … 30% <u>ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド</u> … 10% 短期金融資産 … 5%</p>	<p>投資信託約款第23条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。</p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 下記の<u>主として有価証券に投資する投資信託証券</u>を主要投資対象とします。 <u>追加型証券投資信託</u> <u>ニッセイ国内株式インデックス SA（適格機関投資家限定）</u> <u>追加型証券投資信託</u> <u>ニッセイ国内債券インデックス SA（適格機関投資家限定）</u> <u>追加型証券投資信託</u> <u>ステート・ストリート外国株式インデックス・ファンド</u> <u>追加型証券投資信託</u> <u>ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンド</u></p> <p>(2) 投資態度 ① <u>主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象としてバランス運用を行い、国内外の株式市場および債券市場の動きを捉えることを目標とした運用を行います。</u> ② <u>各投資信託証券への投資比率（基準ポートフォリオ）は、以下を基本とします。</u> <u>追加型証券投資信託</u> <u>ニッセイ国内株式インデックス SA（適格機関投資家限定）</u> … 40% <u>追加型証券投資信託</u> <u>ニッセイ国内債券インデックス SA（適格機関投資家限定）</u> … 15% <u>追加型証券投資信託</u> <u>ステート・ストリート外国株式インデックス・ファンド</u> … 30% <u>追加型証券投資信託</u> <u>ステート・ストリート外国</u></p>

新	旧
<p>③～④ (略)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① <u>株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の85%以下とします。</u></p> <p>② <u>外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の55%以下とします。</u></p> <p>③ <u>外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。</u></p> <p>④ <u>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。</u></p> <p>⑤ <u>投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</u></p> <p>⑥ <u>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</u></p> <p>⑦ <u>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</u></p> <p>⑧ <u>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</u></p>	<p>債券インデックス・ファン ド … 10%</p> <p>短期金融資産 … 5%</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① <u>投資信託証券への投資割合に制限を設けません。</u></p> <p>② <u>同一銘柄の投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。</u></p> <p>③ <u>株式への直接投資は行いません。</u></p> <p>④ <u>外貨建資産への直接投資は行いません。</u></p> <p>⑤ <u>デリバティブの直接利用は行いません。</u></p>
<p>追加型証券投資信託 DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型） 約 款</p>	<p>追加型証券投資信託 DCニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型） 約 款</p>
<p>(信託事務の委託)</p> <p>第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の許可を受けた一の金融機関（<u>受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。</u>）と投資信託契約を締結し、これを委託することができます。</p>	<p>(信託事務の委託)</p> <p>第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の許可を受けた一の金融機関と投資信託契約を締結し、これを委託することができます。</p>

新	旧
<p>す。</p> <p>② <u>前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。</u></p> <p>(信託期間) 第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第57条第1項、第58条第1項、第59条第1項、または第61条第2項の規定による信託終了日または投資信託契約解約の日までとします。</p> <p>(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法) 第9条 (略) ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第34条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。<u>なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</u> ③ <u>第36条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位、価額および手数料等) 第13条 (略) ② (略) ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第3条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。 ④ 前項の手数料の額は取得申込日の翌営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。 ⑤ 別に定めるDCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が、第53条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第47条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。 ⑥ (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(信託期間) 第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項、または第49条第2項の規定による信託終了日または投資信託契約解約の日までとします。</p> <p>(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法) 第9条 (略) ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。</p> <p>(新設)</p> <p>(受益権の申込単位、価額および手数料等) 第13条 (略) ② (略) ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第3条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。 ④ 前項の手数料の額は取得申込日の翌々営業日の基準価額に取扱販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。 ⑤ 別に定めるDCニッセイワールドセレクトファンド自動けいぞく（累積）投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が、第42条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。 ⑥ (略)</p>

新	旧
<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <p>1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)</p> <p>イ. 有価証券</p> <p>ロ. <u>デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条、第30条および第31条に定めるものに限ります。)</u></p> <p>ハ. <u>金銭債権(イ及びニに掲げるものに該当するものを除きます。)</u></p> <p>ニ. <u>約束手形(イに掲げるものを除きます。)</u></p> <p>2. 次に掲げる特定資産以外の資産</p> <p>イ. 為替手形</p>	<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <p>1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)</p> <p>イ. 有価証券 (新設)</p> <p>ロ. <u>金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)</u></p> <p>ハ. <u>約束手形(イに掲げるものを除きます。)</u></p> <p>2. 次に掲げる特定資産以外の資産</p> <p>イ. 為替手形</p>
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>1. 株券または新株引受権証書</p> <p>2. 国債証券</p> <p>3. 地方債証券</p> <p>4. 特別の法律により法人の発行する債券</p> <p>5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)</p> <p>6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)</p> <p>7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)</p> <p>8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)</p> <p>9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)</p> <p>10. コマーシャル・ペーパー</p> <p>11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)およ</p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主として別に定める運用の基本方針において投資対象とする投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。</p> <p>1. <u>コマーシャルペーパーおよび短期社債等</u></p> <p>2. <u>外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの</u></p> <p>3. <u>国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)</u></p> <p>4. <u>指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)</u></p> <p>なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができるものとします。</p>

新	旧
<p><u>び新株予約権証券</u></p> <p><u>12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの</u></p> <p><u>13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）</u></p> <p><u>17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書</u></p> <p><u>19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）</u></p> <p><u>20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）</u></p> <p><u>21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの</u></p> <p><u>22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの</u></p> <p><u>なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</u></p>	
② （略）	② （略）
1. ～4. （略）	1. ～4. （略）
<u>5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの</u>	（新設）
<u>6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの</u>	（新設）
③ （略）	③ （略）
④ <u>委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の85を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の85を超えることとなった場合には、速やかに</u>	（新設）

新	旧
<p><u>これを調整します。</u></p>	
<p>⑤ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。</p>	(新設)
<p>⑥ 委託者は、投資信託財産（上場投資信託証券等を除きます。）に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p>	(新設)
<p>⑦ 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の55を超えることとなる指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の55を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。</p>	(新設)
<p>⑧ 前4項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券、当該新株予約権証券、当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）および当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p>	(新設)
<p><u>（受託者の自己または利害関係人等との取引）</u></p>	(新設)
<p>第23条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第37条において同じ。）、第37条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第21条および第22条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関係法令に反しない限り行うことができます。</p>	
<p>② 前項の取扱いは、第28条から第32条まで、第36条、第42条、第43条における委託者の指図による取引についても同様とします。</p>	

新	旧
<p>(運用の基本方針) 第24条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。</p> <p>(削除)</p> <p>(投資する株式等の範囲) 第25条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。</p> <p>(同一銘柄の株式等への投資制限) 第26条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>(同一銘柄の転換社債等への投資制限)</p>	<p>(運用の基本方針) 第23条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。</p> <p>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限) 第24条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>第27条 <u>委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p> <p>② <u>前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u></p> <p><u>（信用取引の指図範囲）</u></p> <p>第28条 <u>委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。</u></p> <p>② <u>前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</u></p> <p>③ <u>投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。</u></p> <p><u>（先物取引等の運用指図）</u></p> <p>第29条 <u>委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p><u>（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）</u></p> <p>第30条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</p> <p>② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとしま</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>す。</p> <p><u>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</u></p> <p>第31条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(有価証券の貸付の指図および範囲)</u></p> <p>第32条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。</p> <p>1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。</p> <p>2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。</p> <p>② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(有価証券の空売りの指図範囲)</u></p> <p>第33条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または第34条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。</p> <p>② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>③ <u>投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。</u></p> <p>（有価証券の借入れ） 第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、<u>有価証券の借入れの指図をすることができます。</u>なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。</p> <p>② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>③ <u>投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。</u></p> <p>④ （略）</p> <p>（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限） 第35条 <u>外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</u></p> <p>（外国為替予約取引の指図および範囲） 第36条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、<u>外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>② <u>前項の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。</u></p> <p>③ <u>前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。</u></p> <p>（信託業務の委託等） 第37条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含む</p>	<p>（公社債の借入れ） 第25条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、<u>公社債の借入れの指図をすることができます。</u>なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。</p> <p>② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>③ <u>投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。</u></p> <p>④ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（信託業務の委託等） 第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融</p>

新	旧
<p>ます。)を委託先として選定します。</p> <p>1. ～4. (略) ②～③ (略)</p> <p>(投資信託証券等の保管) 第38条 (略)</p> <p>(混蔵寄託) 第39条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。</p> <p>(一括登録) 第40条 (略)</p> <p>(投資信託財産の登記等および記載等の留保等) 第41条 (略) ②～④ (略)</p> <p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図) 第42条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p> <p>(再投資の指図) 第43条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p> <p>(資金の借入れ) 第44条 (略) ②～④ (略)</p> <p>(損益の帰属) 第45条 (略)</p>	<p>機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。</p> <p>1. ～4. (略) ②～③ (略)</p> <p>(投資信託証券等の保管) 第27条 (略)</p> <p>(混蔵寄託) 第28条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。</p> <p>(一括登録) 第29条 (略)</p> <p>(投資信託財産の登記等および記載等の留保等) 第30条 (略) ②～④ (略)</p> <p>(有価証券売却等の指図) 第31条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p> <p>(再投資の指図) 第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p> <p>(資金の借入れ) 第33条 (略) ②～④ (略)</p> <p>(損益の帰属) 第34条 (略)</p>

新	旧
<p>（受託者による資金の立替え） 第46条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。</p> <p>② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>③ (略)</p> <p>（信託の計算期間） 第47条 (略) ② (略)</p> <p>（投資信託財産に関する報告） 第48条 (略) ② (略)</p> <p>（信託事務の諸費用および会計監査費用） 第49条 (略) ② (略)</p> <p>（信託報酬等の総額および支弁の方法） 第50条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第47条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の22の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ②～③ (略)</p> <p>（収益の分配方式） 第51条 (略) 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。 2. (略) ② (略)</p> <p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）</p>	<p>（受託者による資金の立替え） 第35条 投資信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。</p> <p>② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。</p> <p>③ (略)</p> <p>（信託の計算期間） 第36条 (略) ② (略)</p> <p>（投資信託財産に関する報告） 第37条 (略) ② (略)</p> <p>（信託事務の諸費用および会計監査費用） 第38条 (略) ② (略)</p> <p>（信託報酬等の総額および支弁の方法） 第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の11.5の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ②～③ (略)</p> <p>（収益の分配方式） 第40条 (略) 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。 2. (略) ② (略)</p> <p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）</p>

新	旧
<p>第52条 受託者は、収益分配金については第53条第1項に規定する支払開始日および第53条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第53条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第53条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>②（略）</p>	<p>第41条 受託者は、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日および第42条第2項に規定する交付開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>②（略）</p>
<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）</p> <p>第53条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第54条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p> <p>②～③（略）</p> <p>④ 一部解約金は、第55条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥（略）</p>	<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）</p> <p>第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第43条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。</p> <p>②～③（略）</p> <p>④ 一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥（略）</p>
<p>（収益分配金および償還金の時効）</p> <p>第54条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>（一部解約）</p> <p>第55条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>④～⑥（略）</p>	<p>（収益分配金および償還金の時効）</p> <p>第43条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>（一部解約）</p> <p>第44条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。</p> <p>④～⑥（略）</p>
<p>（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）</p>	<p>（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）</p>

新	旧
<p><u>第56条</u> (略)</p> <p>(投資信託契約の解約)</p> <p><u>第57条</u> (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(投資信託契約に関する監督官庁の命令)</p> <p><u>第58条</u> (略)</p> <p>② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、<u>第62条</u>の規定にしたがいます。</p> <p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い)</p> <p><u>第59条</u> (略)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、<u>第62条</u>第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p> <p>(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)</p> <p><u>第60条</u> (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)</p> <p><u>第61条</u> 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、<u>第62条</u>の規定にしたがい、新受託者を選任します。</p> <p>② (略)</p> <p>(投資信託約款の変更)</p> <p><u>第62条</u> (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p><u>第63条</u> <u>第57条</u>に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、<u>第57条</u>第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>② (略)</p> <p>(公告)</p>	<p><u>第44条の2</u> (略)</p> <p>(投資信託契約の解約)</p> <p><u>第45条</u> (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(投資信託契約に関する監督官庁の命令)</p> <p><u>第46条</u> (略)</p> <p>② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、<u>第50条</u>の規定にしたがいます。</p> <p>(委託者の登録取消等に伴う取扱い)</p> <p><u>第47条</u> (略)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、<u>第50条</u>第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</p> <p>(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)</p> <p><u>第48条</u> (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)</p> <p><u>第49条</u> 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、<u>第50条</u>の規定にしたがい、新受託者を選任します。</p> <p>② (略)</p> <p>(投資信託約款の変更)</p> <p><u>第50条</u> (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(反対者の買取請求権)</p> <p><u>第51条</u> <u>第45条</u>に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、<u>第45条</u>第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p> <p>② (略)</p> <p>(公告)</p>

新	旧
<p>第64条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(投資信託約款に関する疑義の取扱い)</p> <p>第65条 (略)</p> <p>附則第2条 第53条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p> <p>附則第3条 第31条に規定する「金利先渡取引」は、<u>当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</u></p> <p>② 第31条に規定する「為替先渡取引」は、<u>当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値</u></p>	<p>第52条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(投資信託約款に関する疑義の取扱い)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>附則第2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</u></p> <p>附則第4条 （略）</p> <p>1. 別に定める親投資信託 <u>投資信託約款第22条第1項の「別に定める親投資信託」とは次のものをいいます。</u> <u>ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド</u> <u>ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド</u> <u>ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド</u> <u>ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド</u></p>	<p>附則第3条 （略）</p> <p>（新設）</p>